

投票日 10月22日(日) 投票時間は、午前7時から午後6時まで

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

ご案内(お願い)

この広報紙は、

衆議院小選挙区選出議員選挙

静岡県 **第3区** の区域に配布しています。

万一、小選挙区第3区の区域以外に配布された場合には、
お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局まで
ご連絡ください。(連絡先は、この面の右下欄をご覧ください。)

衆議院議員総選挙の選挙制度は、小選挙区比例代表並立制です。
この制度は小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選ぶものです。

●小選挙区選挙

浜松市は、第3区、第7区、第8区と3つの選挙区に分かれており、第3区は天竜区春野町の区域と近隣の市町を合わせて1人、第7区は浜松市(第3区、第8区を除く)と湖西市を合わせて1人、第8区は浜松市(第3区、第7区を除く)だけで1人選出します。(全国で289人選出)

●比例代表選挙

浜松市は、東海選挙区(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)に属し、東海選挙区の中で各政党の得票数に比例して各政党の当選人数を決定し、候補者名簿の上位の者から順に21人を選出します。(全国で176人選出)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の 選挙(審査)公報は新聞折込みで お届けします!!!

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順)

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **10月17日(火)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

ご住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほか、協働センター・市立図書館などにも10月18日(水)以降ご用意しています。

選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。投票できる人の要件、投票所への案内図など今回の選挙情報や一般的な選挙の知識をお知らせしています。

また、選挙の当日には投票・開票の状況をお知らせします。

【浜松市公式ホームページ】 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

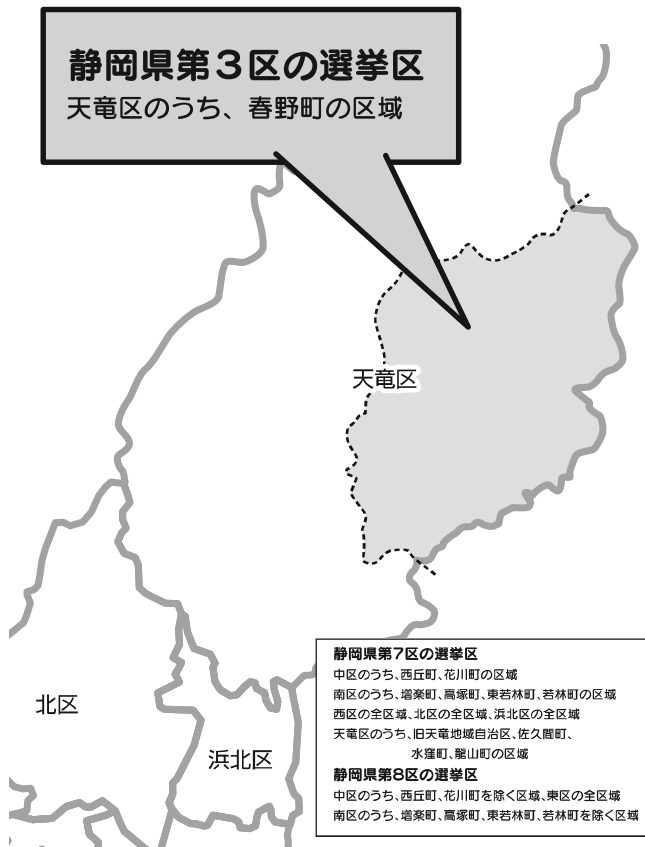
(浜松市トップページ→市政情報→選挙)



衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

静岡県第3区の選挙区

天竜区のうち、春野町の区域



静岡県第7区の選挙区

中区のうち、西丘町、花川町の区域
南区のうち、増楽町、高塚町、東若林町、若林町の区域
西区の全区域、北区の全区域、浜北区の全区域
天竜区のうち、旧天竜地域自治区、佐久磨町、水窪町、熊山町の区域

静岡県第8区の選挙区

中区のうち、西丘町、花川町を除く区域、東区の全区域
南区のうち、増楽町、高塚町、東若林町、若林町を除く区域

【選挙についてのお問い合わせは、お住まいの区選挙管理委員会へ】

中区選挙管理委員会

電話 457-2525 FAX 457-2776
〒430-8652 中区元城町 103-2

西区選挙管理委員会

電話 597-1139 FAX 592-9570
〒431-0193 西区雄略一丁目 31-1

北区選挙管理委員会

電話 523-3136 FAX 523-1907
〒431-1395 北区緑江町東門 305

天竜区選挙管理委員会

電話 922-0011 FAX 922-0049
〒431-3392 天竜区二俣町二俣 461

東区選挙管理委員会

電話 424-0204 FAX 424-0131
〒435-8686 東区流通元町 20-3

南区選挙管理委員会

電話 425-1613 FAX 425-1695
〒430-0898 南区江之島町 600-1

浜北区選挙管理委員会

電話 585-1141 FAX 587-3127
〒434-8550 浜北区貴布祢 3000

浜松市選挙管理委員会

電話 457-2521 FAX 457-2236
〒430-8652 中区元城町 103-2

第7区

浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ【保存版】

投票日

10月22日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時まで

(ただし、天竜区は午前7時から午後6時まで)

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

ご案内(お願い)

この広報紙は、

衆議院小選挙区選出議員選挙

静岡県 **第7区** の区域に配布しています。

万一、小選挙区第7区の区域以外に配布された場合には、お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。(連絡先は、この面の右下欄をご覧ください。)

衆議院議員総選挙の選挙制度は、小選挙区比例代表並立制です。この制度は小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選ぶものです。

●小選挙区選挙

浜松市は、第3区、第7区、第8区と3つの選挙区に分かれており、第3区は天竜区春野町の区域と近隣の市町を合わせて1人、第7区は浜松市(第3区、第8区を除く)と湖西市を合わせて1人、第8区は浜松市(第3区、第7区を除く)だけで1人選出します。(全国で289人選出)

●比例代表選挙

浜松市は、東海選挙区(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)に属し、東海選挙区の中で各政党の得票数に比例して各政党の当選人数を決定し、候補者名簿の上位の者から順に21人を選出します。(全国で176人選出)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙(審査)公報は新聞折込みでお届けします!!!

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順)

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **10月17日(火)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

ご住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほかに、協働センター・市立図書館などにも10月18日(水)以降ご用意しています。

選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。投票できる人の要件、投票所への案内図など今回の選挙情報や一般的な選挙の知識をお知らせしています。

また、選挙の当日には投票・開票の状況をお知らせします。

【浜松市公式ホームページ】 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

(浜松市 トップページ→市政情報→選挙)



衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

静岡県第7区の選挙区

中区のうち、西丘町、花川町の区域

南区のうち、増楽町、高塚町、東若林町、若林町の区域

西区の全区域、北区の全区域、浜北区の全区域

天竜区のうち、旧天竜地域自治区、佐久間町、

水窪町、龍山町の区域



静岡県第3区の選挙区
天竜区のうち、春野町の区域

静岡県第8区の選挙区
中区のうち、西丘町、花川町を除く区域
東区
南区のうち、増楽町、高塚町、東若林町、若林町を除く区域

選挙についてのお問い合わせは、お住まいの区選挙管理委員会へ

※市外高語はすべて「0531」です。

中区選挙管理委員会
電話 457-2525 FAX 457-2776
〒430-8652 中区元城町 103-2

東区選挙管理委員会
電話 424-0204 FAX 424-0131
〒435-8686 東区流通元町 20-3

西区選挙管理委員会
電話 597-1139 FAX 592-9570
〒431-0193 西区笹路一丁目 31-1

南区選挙管理委員会
電話 425-1613 FAX 425-1695
〒430-0898 南区江之島町 600-1

北区選挙管理委員会
電話 523-3136 FAX 523-1907
〒431-1395 北区細江町気賀 305

浜北区選挙管理委員会
電話 585-1141 FAX 587-3127
〒434-8550 浜北区貴布祿 3000

天竜区選挙管理委員会
電話 922-0011 FAX 922-0049
〒431-3392 天竜区二俣町二俣 481

浜松市選挙管理委員会
電話 457-2521 FAX 457-2236
〒430-8652 中区元城町 103-2

浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ【保存版】

第8区

投票日 10月22日(日) 投票時間は、午前7時から午後8時まで

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

ご案内(お願い)

この広報紙は、

衆議院小選挙区選出議員選挙

静岡県 **第8区** の区域に配布しています。

万一、小選挙区第8区の区域以外に配布された場合には、お手数ですが、お住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。(連絡先は、この面の右下欄をご覧ください。)

衆議院議員総選挙の選挙制度は、小選挙区比例代表並立制です。この制度は小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選ぶものです。

●小選挙区選挙

浜松市は、第3区、第7区、第8区と3つの選挙区に分かれており、第3区は天竜区春野町の区域と近隣の市町を合わせて1人、第7区は浜松市(第3区、第8区を除く)と湖西市を合わせて1人、第8区は浜松市(第3区、第7区を除く)だけで1人選出します。(全国で289人選出)

●比例代表選挙

浜松市は、東海選挙区(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)に属し、東海選挙区の中で各政党の得票数に比例して各政党の当選人数を決定し、候補者名簿の上位の者から順に21人を選出します。(全国で176人選出)

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区

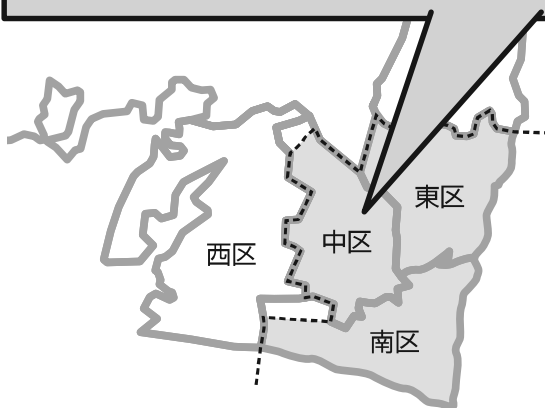
静岡県第8区の選挙区

中区のうち、西丘町、花川町を除く区域

東区の全区域

南区のうち、増楽町、高塚町、

東若林町、若林町を除く区域



静岡県第3区の選挙区
天竜区のうち、春野町の区域

静岡県第7区の選挙区
中区のうち、西丘町、花川町の区域
南区のうち、増楽町、高塚町、東若林町、若林町の区域
西区の全区域、北区の全区域、浜北区の全区域
天竜区のうち、旧天竜地域自治区、佐久間町、水窪町、龍山町の区域

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙(審査)公報は新聞折込みでお届けします!!!

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順)

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **10月17日(火)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

ご住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、選挙(審査)公報は新聞折込みのほか、に、協働センター・市立図書館などにも10月18日(水)以降ご用意しています。

選挙(審査)公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。投票できる人の要件、投票所への案内など今回の選挙情報や一般的な選挙の知識をお知らせしています。

また、選挙の当日には投票・開票の状況をお知らせします。

【浜松市公式ホームページ】 <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

(浜松市 トップページ→市政情報→選挙)



【選挙についてのお問い合わせは、お住まいの区選挙管理委員会へ】

※市外局番はすべて10531です。

中区選挙管理委員会

電話 457-2525 FAX 457-2776
〒430-8652 中区元城町 103-2

西区選挙管理委員会

電話 597-1139 FAX 592-9570
〒431-0193 西区笹尾一丁目 31-1

北区選挙管理委員会

電話 523-3136 FAX 523-1907
〒431-1395 北区鶴江町気賀 305

天竜区選挙管理委員会

電話 922-0011 FAX 922-0049
〒431-3392 天竜区二保町二保 481

東区選挙管理委員会

電話 424-0204 FAX 424-0131
〒435-8686 東区流通元町 20-3

南区選挙管理委員会

電話 425-1613 FAX 425-1695
〒430-0898 南区江之島町 600-1

浜北区選挙管理委員会

電話 585-1141 FAX 587-3127
〒434-8550 浜北区貴布祢 3000

浜松市選挙管理委員会

電話 457-2521 FAX 457-2236
〒430-8652 中区元城町 103-2

投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、
選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ① 日本国民
- ② 平成11年10月23日以前に生まれた人
- ③ 平成29年7月9日以前から浜松市の住民基本台帳に記録
(住民票が作成された日から引き続き3か月以上) がある人



※さらに、最近住所変更をした人は、
次のことに注意してください。

住所が変わるとどうなるの？

- 市内転居した人は？
 - ① 9月29日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
 - ② 9月30日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。
- 市外から転入した人は？
 - ① 7月9日までに届出……投票できます。
 - ② 7月10日以降に届出……浜松市では投票できません。
前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 市外へ転出した人は？

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。
(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

投票順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後、投票用紙を受け取り、次の順で投票してください。
※②、③の投票用紙は、①の投票後に同時交付します。

選挙・審査	投票用紙の色	記載方法等
① 小選挙区選挙	ピンク色	候補者の氏名を記載
② 比例代表選挙	あざぎ色	政党等の名称または略称を記載
③ 最高裁判所裁判官 国民審査	うくいす色	やめさせたい裁判官に×印を記載 そうでない人には何も書かないでください

投票日に投票所へ行けない人は、 期日前・不在者投票をしましょう！

● 期日前投票

※期日前投票は、行政区ごとです。
お住まいの行政区以外の区域では
期日前投票をすることができませんのでご注意ください。

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

【理由】

- ① 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ② 旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③ 妊娠や病气などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④ 浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して住んでいる人
- ⑤ 天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

【注意事項】

- ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。
- ・印鑑は不要です。

【期日前投票所】

期日前投票所は、各区役所です。投票することができる期間は、10月11日(水)から10月21日(土)までです。
区によっては、期日前投票所を増設する場合があります。
開設期間や場所など詳しくは、投票所入場整理券や浜松市公式ホームページでご確認ください。

● 不在者投票

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

- ① 期日前投票の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会へ投票する人
- ② 指定された病院や老人ホームなどで投票する人
(入院・入所している施設または選挙管理委員会にご確認ください。)

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに
郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が連記されているハガキとなります。
ご自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へお持ちください。

「投票区」欄… あなたの投票区の
番号です。
「投票所」欄… あなたが投票日に
投票することができる
投票所の名称です。

投票時間を
ご確認ください

投票区番号を
ご確認ください

一人分

氏名 浜松 花子 無印
投票所 ○○小学校
投票所をご確認ください



投票所入場整理券が届かない 場合や紛失したときは？

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。
投票日に、投票所の係員にお申し出ください。

その他の投票方法

● 代理投票

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない人は、係員が代わって記入します。
投票所で係員に申し出てください。

● 点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。
投票所で係員に申し出てください。

● 郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、下表に該当する人は郵便等による不在者投票ができます。また、上肢または視覚の障がい程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。
(投票用紙の請求期限は10月18日(水)まで)
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

障害等	手帳等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹の障害		1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能の障害		1級または2級	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害		1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓の障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで	—
免疫の障害		1級から3級まで	—	—
要介護状態区分		—	—	要介護5

上記の対象者のうち
代理記載での投票ができる人

上肢または視覚の
障害の程度

1級	特別項症から第2項症まで	できません
----	--------------	-------

※ 郵便等の投票制度を利用するためには、あらかじめ申請等の手続きが必要です。

その思い 投票しなきゃ 伝わらない。

—平成28年度明るい選挙啓発標語特選作品—